

県産農林水産物の放射性物質検査結果概要 (令和2年4月～令和3年3月公表分)

宮城県農政部食産業振興課

原子力災害特別措置法第20条第3項の規定に基づき宮城県知事に依頼された「農畜水産物等の放射性物質検査について」(令和2年3月23日付け生食発0323第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官)に則り、県産農林水産物の放射性物質検査を実施した。

1 精密検査

(1) 目的

県の試験研究機関(古川農業試験場、水産技術総合センター)に配置したゲルマニウム半導体検出器及び外部検査機関にて、計画検査及び確認検査(県が実施した簡易検査において精密検査の実施の目安を超過したものの検査)を実施し、全県のモニタリングを行った。

(2) 検査結果概要

県産農林水産物(穀類及び牛を除く。)3,936点(231品目)を検査した結果、基準値以下が3,901点(99.1%)、基準値超過が35点(0.9%)であった。

基準値超過の内訳は、林産物7品目35点で、農産物、畜産物(原乳)及び水産物は全て基準値以下であった。

なお、林産物については、生産管理を行っていない野生きのこや山菜類を計上しているため、基準値超過割合が高くなっている。

<基準値100Bq/kg>

区分	検査品目	検査点数	基準値以下(上段:点数, 下段:割合(%))					基準値超過(上段:点数, 下段:割合(%))			
			ND	ND~ 25Bq/kg	26~ 50Bq/kg	51~ 100Bq/kg	計	101~ 200Bq/kg	201~ 500Bq/kg	500Bq/kg超	計
農産物	105	1,396	1,395	1	-	-	1,396	-	-	-	-
			99.9	0.1	-	-	100.0	-	-	-	-
林産物	28	684	267	264	75	43	649	20	13	2	35
			39.0	38.6	11.0	6.3	94.9	2.9	1.9	0.3	5.1
水産物	97	1,796	1,706	78	10	2	1,796	-	-	-	-
			95.0	4.3	0.6	0.1	100.0	-	-	-	-
合計	230	3,876	3,368	343	85	45	3,841	20	13	2	35
			86.9	8.8	2.2	1.2	99.1	0.5	0.3	0.1	0.9

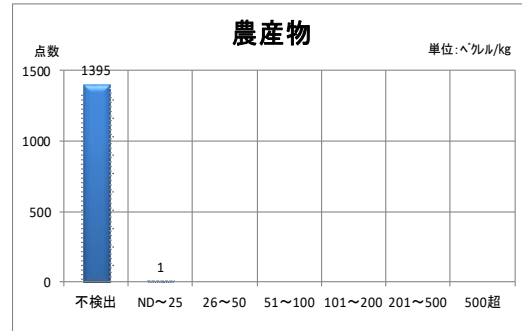
<基準値50Bq/kg>

区分	検査品目	検査点数	基準値以下(上段:点数, 下段:割合(%))				基準値超過(上段:点数, 下段:割合(%))				
			ND	ND~ 10Bq/kg	11~ 25Bq/kg	26~ 50Bq/kg	計	51~ 100Bq/kg	101~ 250Bq/kg	250Bq/kg超	計
畜産物 (原乳)	1	60	60	-	-	-	60	-	-	-	-
			100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-
合計	231	3,936	3,428	343	85	45	3,901	20	13	2	35
			87.1	8.7	2.2	1.1	99.1	0.5	0.3	0.1	0.9

(3) 種別毎の検査結果

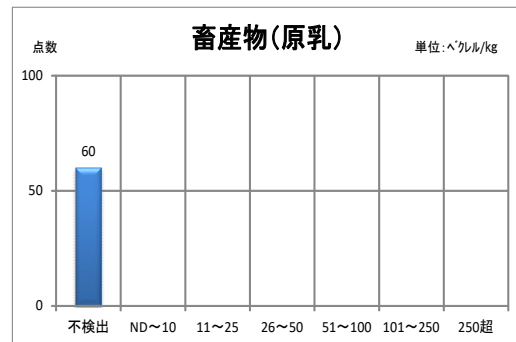
① 農産物の状況

- 1,396点（105品目）を検査
- 全て基準値以下
- 濃度分布では、不検出が1,395点、（全体の99.9%）、25ベクレル/kg以下が1点（0.1%）
- 穀類については、別途、出荷前検査を実施



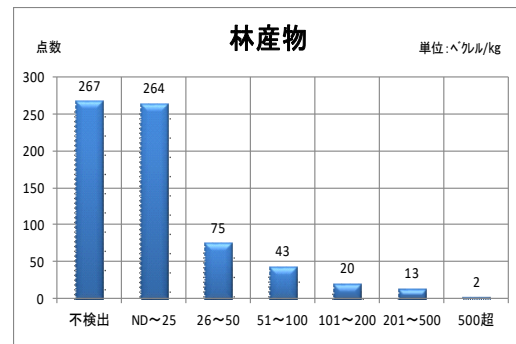
② 畜産物（原乳）の状況

- 60点（1品目）を検査
- 全て不検出
- 畜産物のうち肉用牛については、令和2年3月27日以降、廃用牛などの出荷時検査を実施



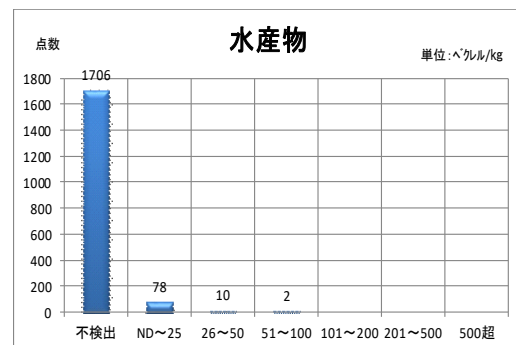
③ 林産物の状況

- 684点（28品目）を検査
- 基準値以下が649点（94.9%）
- 露地・施設栽培のきのこ類及び山菜類については、全て基準値以下
- 基準値超過は、クリタケ（野生）1点、コウタケ（野生）1点、コウタケ（乾燥・野生）1点、コシアブラ（野生）8点、ゼンマイ（野生）3点、タケノコ（野生）20点、ワラビ（野生）1点
- 最高値は、コウタケ（野生）の980ベクレル/kg
- 濃度別分布では、不検出が267点（全体の39.0%）、25ベクレル/kg以下が264点（38.6%）、26~50ベクレル/kgが75点（11.0%）、51~100ベクレル/kgが43点（6.3%）で、基準値超過となる101~200ベクレル/kgが20点（2.9%）、201~500ベクレル/kgが13点（1.9%）500ベクレル/kg以上が2点（0.3%）



④ 水産物の状況

- 1,796点（97品目）を検査
- 全て基準値以下
- 濃度別分布では、不検出が1,706（全体の95.0%）、25ベクレル/kg以下が78点（4.3%）、26~50ベクレル/kgが10点（0.6%）、51~100ベクレル/kgが2点（0.1%）

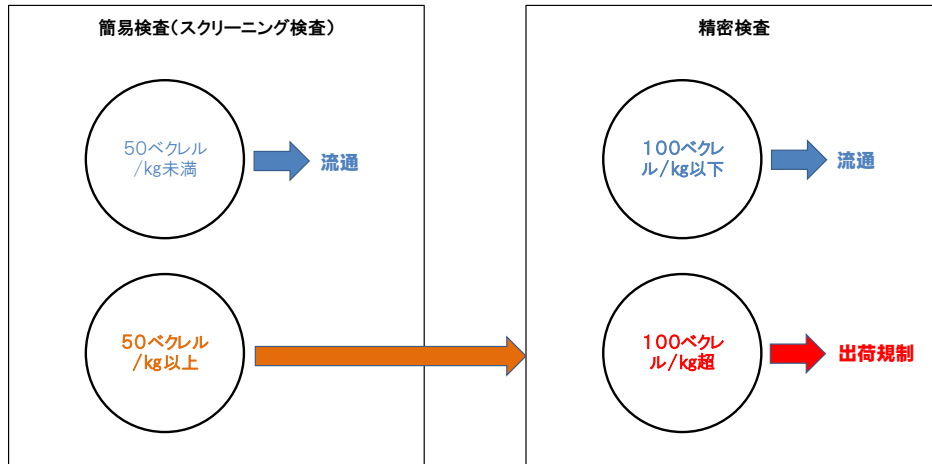


2 簡易検査（スクリーニング検査）

(1) 目的

精密検査の補完として、県の各合同庁舎等に配置したNaIシンチレーション検出器により、圏域毎のモニタリングを実施した。

なお、国の「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」の規定に基づき、検査対象は、一般食品の基準値100ベクレル/kgが適用される林産物とした。



(2) 検査結果概要

県産林産物118点（38品目）を検査した結果、精密検査の実施の目安である50ベクレル/kg（基準値の1/2）を超過したのは、3点（3品目）で全体の割合は2.5%であった。

【簡易検査結果】

R2.4～R3.3月分

種別	検査品目計	検査点数計	内 訳				
			精密検査の実施の目安以内		精密検査の実施の目安超過		
			点数	割合	点数	品目	
林産物	38	118	115	97.5%	3	2.5%	クリタケ(野生)、ムキタケ(野生)、ヤマブシタケ(野生)